

平成29年2月14日（火）

於・農林水産省7階 第3特別会議室

第179回林政審議会議事速記録

林 野 庁

午後1時01分 開会

○水野林政課長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから林政審議会を開催いたします。

林政課長の水野と申します。よろしくお願ひいたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただき、まことにありがとうございます。

まず初めに定足数について御報告いたします。本日は、委員20名中、現在18名の委員の皆様にご出席いただいております。当審議会の開催に必要な過半数の出席という条件を満たしておりますので、本日の審議会が成立していることを御報告いたします。

また、本日は、磯崎農林水産副大臣にご出席いただく予定となっておりますが、現在別の公務にご出席されておりますので、御到着され次第御挨拶をいただきたいと存じます。

さて、林政審議会につきましては、本年1月6日付で委員の改選が行われまして、本日が改選後初めての会合となります。私のほうから本日御出席をいただいております委員の皆様を御紹介させていただきますので、お一人ずつ簡単に自己紹介をお願いいただければと存じます。

お手元に参考2として林政審議会委員名簿を配付しておりますので、ご覧いただければと存じます。

それでは、私の左手側から御紹介させていただきます。

尾崎公一委員でございます。

○尾崎委員 九州で新栄合板工業という合板会社を行っております。今、九州では、バイオマス発電などで木材の需要が多くなってきている状況であります。我々合板業界ももひとつさらに増やしていかなければならないというふうに考えて、今頑張っているところでございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○水野林政課長 続きまして、葛城奈海委員でございます。

○葛城委員 葛城奈海と申します。十数年ほど前に全国森林組合連合会さんが提供しておられましたラジオの番組で、「ちょっと森林のはなし」というのを持たせていただいております。その関係で全国の森を回らせていただいたことなどがきっかけとなって今に至るのではないかと考えております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○水野林政課長 続きまして、鎌田和彦委員でございます。

○鎌田委員 今期より参加させていただくことになりました鎌田と申します。王子ホールディングスで資源環境ビジネスカンパニーを担当しております。その中で製紙原料の調達及びバイオマス発電事業等を手がけております。それと、王子グループは国内に19万ヘクタールの

森林を所有しているものですから、その営林活動等々をさせていただいています。今回、製紙連合会を代表して参加しておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○水野林政課長 吉川重幹委員でございます。

○吉川委員 どうも、吉川でございます。山口県のほうで細々と林業をしております。私のほうは、日本林業経営者協会で副会長を務めさせていただいておりますが、前任の榎本会長のかわりに今期から委員にさせていただきました。よろしく願いいたします。

○水野林政課長 草野満代委員でございます。

○草野委員 草野です。よろしく願いいたします。ふるさは岐阜県中津川市の山のほうで、中山間地の出身でございます。国際森林年のときに委員をさせていただきまして、以来フォレスト・サポーターズも賜っております。生活者の視点から、いろいろなことを考えていけたらいいと思っています。よろしく願いいたします。

○水野林政課長 古口達也委員でございます。

○古口委員 栃木県茂木町長の古口でございます。よろしく願いいたします。

○水野林政課長 佐久間隆委員でございます。

○佐久間委員 佐久間隆でございます。新任の委員でございます。よろしく願いいたします。日本大学で日本経済論を教えております。この会議には経済予測ですとか景気の問題とか、あるいは、私は国土計画にかかわったことがあります。国土資源管理といいますか、そういうような観点からも貢献できたらと思っています。よろしく願いいたします。

○水野林政課長 鮫島正浩委員でございます。

○鮫島委員 鮫島でございます。私の所属は東京大学の大学院農学生命科学研究科ということで、専攻は生物材料となりますが、ここでは林産学と言ったほうが非常にわかりやすいと思います。木材の利用ですとか、私自身はキノコもやっておりますし、どちらかという下流のほうの立場の委員でございます。それで、審議会、5期目ということで、もう大変な古狸になってしまいましたけれども、今期もよろしく願いいたします。

○水野林政課長 田中信行委員でございます。

○田中（信）委員 田中でございます。岡山で木材加工業、木材の防腐業とプレカット業をやっております。また、岡山では岡山県の木材組合連合会の会長をしております。木材団体の代表としてお邪魔しておりますので、よろしく願いします。

○水野林政課長 田中里沙委員でございます。

○田中（里）委員 田中と申します。どうぞよろしく願いいたします。5年前に文部科学大

臣の認可を受けて開学しました事業構想大学院大学というところで地方創生ですとか環境の問題ですとかに取り組んでおります。また、「宣伝会議」という雑誌があるんですけども、そちらで広報、宣伝、マーケティングというものに長くかかわっております、いろいろ取材を通して林政等にもかかわらせていただいております。どうぞよろしく願いいたします。

○水野林政課長 玉置敏子委員でございます。

○玉置委員 玉置と申します。私は東京で工務店をやっておりますが、東京は工務店というのはかなり特殊な状況でありまして、ただ、全国の工務店の団体で活動させていただいておりますので、一般的に木を使う側のノーマルな状況をお話しできるかと思っております。一応前期、女性をとというときに工務店に女性がいなかったものですからやらせていただきまして、もう一期やるということですので、よろしく願いいたします。

○水野林政課長 塚本愛子委員でございます。

○塚本委員 塚本でございます。高知県庁の森づくり推進課で、担い手対策や森林計画制度などを担当しております。どうぞよろしく願いいたします。

○水野林政課長 土屋俊幸委員でございます。

○土屋委員 土屋と申します。東京農工大学の大学院農学研究院というところの教員をやっております。農学研究院というと、よくわからないと思うのですが、いわゆる農学部です。専門は林政学といいまして、最近、同僚はみんな森林政策学という言い方をしているのですが、私は一応林の政策の学というのにこだわっております、林政学ということになっております。ただし、林業だけではなくて、レクリエーションとか観光とか、もしくは保護地域管理とか、そういったことにも手を出しておりますので、よろしく願いいたします。

○水野林政課長 手塚さや香委員でございます。

○手塚委員 岩手県の釜石地方森林組合の手塚と申します。ここにもあるんですが、釜石リージョナルコーディネーター協議会という復興支援員という制度で森林組合のサポートをしておりまして、具体的には外資系のバークレイズグループの支援を受けた林業スクールという事業ですとか、あとは木製品の開発等も担当しております。ふだん実際に現場で木を伐っている職員と四六時中というか、ずっと一緒にいますので、現場の声を少しでもお届けできればと思っております。よろしく願いいたします。

○水野林政課長 中越利茂委員でございます。

○中越委員 高知県森林組合連合会の中越でございます。出身は四万十川の最上流部にあります檜原町という町があるんですけども、その森林組合長の出身で、今年の1月から高知県

の代表会長の職につかせていただいております。委員の皆様の中では、より森林所有者、林家に近い立場の中での委員かと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水野林政課長 船曳鴻紅委員でございます。

○船曳委員 私、東京デザインセンターというインテリアマートを経営しておりますけれども、同時に日本デザインコンサルタント協会という一般社団がございます。そちらの代表も務めております。そのデザインコンサルタント協会のメンバー、わずか50人なのですが、恐らく日本のトップデザインコンサルタントが集まっておられまして、建築関係、それからデザイン系の大学の学長とか、いろいろな方がいらっしゃいますので、ぜひそういうネットワークを生かした業界との、いわば設計業界、デザイン業界と林業界とを結びつける、そういうお役をここで果たさせていただけたらと思えます。ぜひ需要側の林業への関心の拡大ということに努めていきたいと思えますので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○水野林政課長 松浦純生委員につきましては、到着され次第御紹介させていただきます。

丸川裕之委員でございます。

○丸川委員 日本プロジェクト産業協議会、通称JAPICの丸川でございます。民間企業の団体でございます。今、船曳先生からもお話もございましたように、我々も需要の拡大というものを目指しております。それを山元の方々と交流してやっていければというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○水野林政課長 横山隆一委員でございます。

○横山委員 横山でございます。日本自然保護協会という公益財団法人に勤めております。私は、全国の自然、森だけではなく自然環境全体とか、あるいは野生生物に関心を持つ市民の方ですとか研究者の方とさまざまなプロジェクトを組み立てておりまして、その中でも特に森林については、国有林の持たれている保護地域で生物多様性の保全というのをどうやって進めていくかということについて、民有林の管理や保全のプログラムとも協力をしながらの生物多様性の保全の施策というのを研究しております。よろしくお願いいたします。

○水野林政課長 ありがとうございます。

このほか、本日は所用のため御欠席の深町加津枝委員を含め、計20名の委員構成となっております。

続きまして、林野庁幹部職員を紹介させていただきます。

今井林野庁長官でございます。

○今井林野庁長官 今井でございます。

- 水野林政課長 沖林野庁次長でございます。
- 沖林野庁次長 沖でございます。よろしくお願いいたします。
- 水野林政課長 三浦林政部長でございます。
- 三浦林政部長 三浦です。よろしくお願いいたします。
- 水野林政課長 織田森林整備部長でございます。
- 織田森林整備部長 織田でございます。よろしくお願いいたします。
- 水野林政課長 本郷国有林野部長でございます。
- 本郷国有林野部長 本郷でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
- 水野林政課長 そのほかの職員につきましては、お手元に参考3として林野庁関係者名簿を配付しておりますので、ごらんいただければと存じます。

途中ではございますが、磯崎農林水産副大臣が間もなく到着されまして一言御挨拶いただければと思いますので、しばらくお待ちいただければと存じます。

それでは、磯崎農林水産副大臣が御到着されましたので、副大臣、一言御挨拶いただければと存じます。よろしくお願いいたします。

○磯崎農林水産副大臣 皆さん、こんにちは。ただいま御紹介いただきました農林水産副大臣を務めております磯崎でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

今日の委員会は、1月に委員が改選されてから初めての委員会であると聞いております。従来から委員を務められている先生方、あるいは新たに委員になられた先生方、大変お忙しい中恐縮でございますが、これからもどうぞよろしくお願いを申し上げたいと思います。また、本日は、御多忙のところお集まりいただき、心から感謝を申し上げます。

我が国の森林・林業も大きく変わっております。いろいろな意味で農林水産業は全般的に今大改革をやっているところでございますけれども、林業につきましても、ずっと今まで間伐、間伐ということを言っていたのですが、大体戦後につくった林野が育ってまいりましたので、今からはやはり再生林のほうに力を入れていかなければならんと、そんな時期に来ておまして、その中で引き続き厳しい状況に林業はありますが、その中でどういうことができるのかということを生懸命我々も考えているところでございますので、その点について御指導を賜ってまいりたいと思います。

昨年は森林・林業基本計画をこの審議会でも御審議いただいて閣議決定いたしました。それから、森林法の改正をして、新たに林地台帳というものもつくることにいたしまして、今まで行政的な森林の管理の手法が余りなかったのでありますけれども、この林地台帳というものを

つくることによって、いわゆる統計的な観点から、きちんとした林地の整理ができ、それに対する整備ができると、そういうことができるようになってまいりました。また、一方では、木質バイオマスの利用促進等を今後とも図ってまいりたいと思ひまして、森林をエネルギー源としてもう一度見直すべきじゃないかと、そういう観点からもいろいろ施策を考えてまいりまして、こういうことを基本に国産材の安定供給を目指しまして森林・林業整備に私どもも努めてまいりたいと思ひます。

その中で森林環境税ということがございます。これも何十年もかかった課題であります、与党のほうでは来年度で決着させたいということをして税調のほうで決めております。これはほぼ間違いなく来年度の税制調査会で決定するとは思っておりますが、まだ少し、今まで林業、行政的な意味での主体だった知事会等との調整が若干残っておりますので、まだ今年1年間調整をしなければなりません、新たに市町村の税源としての森林環境税というのができる見通しがかなり立ってまいりましたので、これは林野庁といたしましても、その方向で一生懸命頑張りたいと思ひます。

そのほか、今日は新たな林政審議会の会長の御選出もお願いいたしますし、また森林・林業をめぐる情勢についても御報告させていただきたいと思ひます。いろいろと今、課題を申し述べましたけれども、忌憚のない御意見をいただくことが一番大事でございますので、引き続き我々林野庁、そして農林水産省に対しまして御指導を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、私の御挨拶といたしたいと思ひます。本日はどうもありがとうございます。

○水野林政課長 副大臣、ありがとうございました。

磯崎農林水産副大臣におかれましては、公務のためここで御退席されます。

○磯崎農林水産副大臣 早速で恐縮でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございました。

(磯崎農林水産副大臣退席)

○水野林政課長 それでは、議事次第に沿って議事を進めさせていただきます。

まず、議題(1)の会長の選出等についてでございます。

林政審議会令第2条第1項の規定により、会長の選出は委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

横山委員、お願いいたします。

○横山委員 会長さんについてですけれども、前期の林政審議会で鮫島委員が会長さんをずっとされていらっしゃいました。全国の森林や林業や木材産業について大変幅広い御見識をお持ち

ちでいらっしやいますので、また先ほど、もう5期目とおっしやいましたけれども、もう一回やっていたらなと思ひまして推薦をいたします。

以上です。（拍手）

○水野林政課長 御異議なしということでございますので、鮫島委員に会長をお願いしたいと存じます。

それでは、ここで鮫島会長に会長席にお移りいただき、議事進行をお願いしたいと存じます。鮫島会長、よろしく申し上げます。

（鮫島会長、会長席に着席）

○水野林政課長 それでは、ただいま松浦純生委員が御到着でございますので、早速ではございますが、松浦純生委員でございます。一言簡単に自己紹介いただければと存じます。よろしく申し上げます。

○松浦委員 京大防災研究所の松浦と申します。専門は治山のほうをやっております。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○水野林政課長 それでは、議事のほうを鮫島会長にお願ひいたします。

○鮫島会長 ただいま皆様の御賛同を得て会長に指名していただきました鮫島でございます。5期目ということで、先ほど古狸というのは余りいい表現じゃないなと思つたんですけれども、誠意を持って対応いたしますので、皆様も御協力いただきたいと思ひます。

それでは、議事のほうに入っていきたいと思ひますが、まずはじめに、森林・林業につきましては、この審議会の場でも前期にご審議いただきました新たな森林・林業基本計画を指針といたしまして、林業の成長産業化を前進させるため、今期は大変重要な時期になってきているかと思ひます。そして、森林法等も改正になって、いよいよ主伐と、それから再生林、そしてその中で木材の利用拡大というのをもう全部セットで進めていくということが必要な時期になってきているかと思ひます。このような時期に、引き続き林政審議会会長という大変重責を担うことになりましたが、委員の皆様の御協力を得ながら当審議会の運営に当たってまいりたいと思ひますので、どうかよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、まず会長代理の御指名をさせていただかなければいけないと思ひます。林政審議会の審議会令第2条3項により、会長が会長代理を指名することとされておりますので、その指名をさせていただきます。

会長代理につきましては、土屋委員をお願いしたいと存じます。

土屋委員、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、次に、議題の（２）として部会所属委員の指名等についてということで御審議をさせていただきます。

当審議会のもとには、施策部会と地球環境小委員会が設置されております。林政審議会令の第５条第２項により、施策部会に所属する委員につきましては会長が指名することになっておりますので、まず施策部会委員を指名させていただきます。

施策部会委員については、葛城委員、田中信行委員、塚本委員、土屋委員、中越委員、松浦委員、丸川委員、以上７名の方をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、施策部会長の選出についてでございます。

施策部会長につきましては、林政審議会令第５条第４項により、施策部会委員の皆様の互選によることとなっておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

葛城委員、よろしくお願ひいたします。

○葛城委員 やはり前期も施策部会長をお務めになられ、私のように時々とんちんかんな質問をしてしまう人間とは対照的に森林・林業・木材産業全般に関して幅広い知見、そして深い知見をお持ちの土屋委員が適任かと思いますが、いかがでしょうか。

○鮫島会長 いかがでしょうか。（拍手）

どうもありがとうございます。

ただいま土屋委員という御指名がありまして、皆さん、異議なしということで賛同いただきましたので、土屋委員に施策部会長をお願いいたしたいと思ひます。

土屋委員、よろしくお願ひ申し上げます。

ここで土屋施策部会長より一言御挨拶をいただければと思ひます。

○土屋部会長 ただいま施策部会長に御指名いただきました土屋です。

前期２年間に引き続き、施策部会長という大役を仰せつかりまして、身が引き締まるとともに頑張りたいと思ひています。葛城委員のほうから、私はとんちんかんではないというお褒めをいただいたんですけれども、私もかなりとんちんかんでして、ぜひ委員の皆さんの御協力、それから御指導をいただいて、主に施策部会は年次報告、いわゆる白書の編集を担当しておりますので、またよい白書をつくるように皆さんと一緒に頑張りたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

○鮫島会長 それではよろしくお願ひいたします。

次に、地球環境小委員会の委員の指名を行いたいと思ひます。

地球環境小委員会の委員につきましては、林政審議会令議事規則第6条により施策部会長が指名をすることとなっておりますので、土屋施策部会長から御指名をいただきたいと思ひます。

○土屋部会長 それでは、地球環境小委員会委員ですが、5名御指名させていただきます。葛城委員、鎌田委員、塚本委員、横山委員、そして私の計5名を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。

○鮫島会長 それでは、よろしくお願ひいたします。どうもありがとうございました。

これにて議題の(2)は終了いたします。

続きまして、議題の(3)ということで、森林・林業をめぐる情勢についてに移らせていただきたいと思ひます。

それでは、森林・林業・木材産業の現状と課題を坂企画課長から、平成29年度の林野庁関係予算の概要を水野林政課長、それから税制改正の概要を坂企画課長から続けて御説明をいただきたいと思ひます。それでは、よろしくお願ひいたします。

○坂企画課長 企画課長の坂でございます。よろしくお願ひします。

それでは、資料1の森林・林業・木材産業の現状と課題という資料に沿って御説明させていただきます。

まず、1ページ目ですが森林の現状と課題について概説しております。

左上の円グラフでございますが、我が国の国土面積に占める森林につきましては、約3分の2、2,500万ヘクタール余りとなっております。その所有者の内訳を示したのが、その右の円グラフでございます。国有林が全体の約3割でございます、その残りのうち約1割が公有林、都道府県・市町村有林でございます。それを除きました約6割が民有林、私有林でございます。

また、人工林と天然林の内訳を示しておりますのが左下のグラフでございます。左側は、全森林のうち人工林は約4割に当たります1,000万ヘクタール余り、残りの約1,500万ヘクタール弱が天然林でございます。その右側は人工林の樹種構成を示しております、その中の約半分近く、44%がスギ、続きまして25%がヒノキ、この2樹種で全体の約7割を占めております。

続きまして、右上が我が国の森林の蓄積を示したグラフでございます。昭和40年頃、木材の貿易が自由化された直後ですが、このときには人工林の資源はまだ育っておらず、現在と比べると少ない状況でございました。その後、約半世紀を経過いたしまして、平成24年の時点で約50億立方メートルの蓄積、人工林だけで約5倍以上も成長し、まさに黄色で色づけした人工林が大きく育って、今、利用できる状態になっている状況でございます。

その下の人工林の齢級別面積のグラフを見ていただきますと、この齢級が5年ごとの木の年齢を示しております、10齢級になりますと46年から50年経過したものでございます。この10齢級以上の人工林が人工林面積の全体の半分以上を占めており、このまま推移いたしますと約3年後の平成32年度末には全体の7割が伐り時の森林になるという状況でございまして、これをいかに利用していくかが林政上の大きな課題となっております。

次に3ページでございまして。

先ほどご覧いただきました1,000万ヘクタールの人工林がある中で、それをこの後どう運営していくかを示したものが、望ましい森林の姿の図でございまして。昨年改定しました森林・林業基本計画に基づき、この左側のビフォーというのが現状でございまして、右のアフターというのが約100年後の望ましい森林の構成イメージでございまして。現在、約1,000万ヘクタールあります育成単層林、これは左下に写真が載っておりますが、樹齢・樹高が単一の森林、一斉に植えて一斉に伐るといった人工林でございまして。これを現在から約3分の2の規模に縮小いたしまして、条件の良い場所で引き続き商業的な林業活動を行っていくようにしようと考えております。その残りにつきましては育成複層林、これにつきましては人工林ではございまして、色々な樹齢、樹種が混ざった林ということでございまして。生産力が低いとか生産条件が悪いといったような森林でございまして、次第に針葉樹と広葉樹を混ぜるとか、そのような形で徐々に自然の姿に近づけていこうと考えております。この2つを組み合わせ、森林の公益的機能が発揮できるようにしながら、林業活動も引き続きうまく運営していこうということを示しております。

続きまして4ページ目、森林整備の意義でございまして。

森林に手を入れることについて、森林整備事業という公共事業を財源に充てております。森林につきましては、植えてから、周囲の雑草ですとか灌木を越えて林木が成長するまで、その間の手入れをすることを左側の図で下刈りと呼んでおります。この期間までが一番コストと手間がかかりまして、以後は10年に1回程度の手を入れれば、大体50年で標準的な伐り時を迎えるというイメージを示しております。

その中で、やはり10年に1回程度でございましてけれども、間伐、植えた木を抜き伐りするということは、健全な森林を維持する上で非常に重要でございまして、これをいかにしっかりとやっていくかが大きな課題となっております。それにはコストの課題がございまして、右下に円グラフがございまして。造林をする際に、そのイニシャルコストというのが非常に多く、木を植えてから収穫するまでにかかるコストの約7割が初期費用、下刈りを終えるまでの間に

かかるということになっております。林野庁では、このコストを低減して、木を伐って、その後着実に植えて育てるというサイクルが維持できるように、造林コストを低減するための作業システムの開発、種苗の開発などについて支援をしているところでございます。

続きまして5ページの森林の保全でございます。

森林の中でも、土砂崩れから国土を守る、それから水源を維持するといった公益的機能の発揮が特に重要なところは、森林法に基づきまして保安林に指定しております。この保安林の面積は、一番上の囲みの2行目でございますが、1,200万ヘクタールと全体の森林の約半分近くを占めております。特にこのエリアの中での山崩れなどの対策といたしまして、真ん中の写真がございますが、治山事業や、その下の防災林の保全ですとか、そうした事業を実施して、この森林の公益的機能が十全に発揮できるようにしております。

一方で、野生鳥獣による被害から森林を守るという課題も非常に重要でございます。右側の円グラフでございますが、鳥獣害の中では近年、際立ってシカによる食害が非常に大きな課題となっております。植えて何の対策もしないと、右下の写真にあるような食害によって植生が全部食べられてしまうといった被害も発生しておりますので、右下隅の防護柵のような対策を立てて森林を守ることに支援をしております。

続きまして6ページ目、地球温暖化対策でございます。

京都議定書や一昨年新たに成立いたしましたパリ協定に基づきまして、国際的に我が国も地球温暖化対策を行う義務を負っておりまして、その中で森林による温室効果ガスの吸収、これが我が国の温暖化対策の中で大きなウエートを占めておりまして、その国際的な義務の履行のためにも着実に、先ほど申し上げました間伐などを実施していくことが必要となっております。その上で、その義務を果たす上での財源に恒常的な不足が生じておりますので、先ほど磯崎副大臣からも申し上げましたけれども、安定的な財源の確保策を模索する中で、例えば新しい税制の創設などの検討作業も実施しております。

以上が森林についての御説明でございます。

7ページ以降、林業についてでございます。

まず林業産出額でございます。左下の棒グラフでございますけれども、丸太を生産して得られる金額というのがピーク時には1兆円近くございました。昭和55年が木材価格のピークでございます。以後、35年かけて緩やかに下降しておりまして、木の価格が下がるという中で、林業の産出額というのもキノコと合わせて4,000億、大体木材とキノコで半分ずつでございますけれども、そういうレベルまで下降しております。

右側が木材の価格でございますけれども、ピーク時の昭和55年と比べますと、ヒノキで約4分の1、スギで約3分の1まで低下しております、国際的な価格と連動する形で、いかに競争力を保って収入を確保していくかが大きな課題となっております。

続いて8ページの林業経営の動向でございます。

林家の所有面積別のシェアというのが左上のグラフでございますが、1ヘクタール以上の森林を所有している個人が林家の定義でございます。その中でも10ヘクタール未満しか所有されていない層が全体の9割を占めておりまして、大部分は小規模の所有者で占められております。

その隣、右側の赤と青のグラフが組織形態別の生産量でございます、一番上の赤と青の比率を見ていただくと、御自分がお持ちの山林で自ら伐採をされているところから出てきた材積が全体の22%でございます。残りの8割近くは森林組合にお願いするとか、木を丸ごと素材生産事業者に売って、それを生産する形態が大部分でございます。その中でも特に法人化された会社、それから森林組合等、2段目、3段目でございますが、この2つを合わせると、素材生産の中でも約7割が、そのような法人事業体によって担われているという実態が分かっております。

続きまして9ページでございます。

林業の生産のコストをいかに下げていくかという中で重要な役割を占めるのが施業の集約化でございます。森林に手を入れるということを施業と言っておりますが、単純にそれをまとめて大きな面積を一回でカバーすることでコストを下げると、そういう意味で施業を集約化して行うということが非常に重要であることから、従来、林野庁の中でも重要な施策として推進をしております。

その中で最近問題となっておりますのが、上の囲みの1行目でございますけれども、所有者の特定が困難な森林が増えてきております。以前は森林と同じところにお住まいだった方が、例えば都会に転居されるとか、その後に相続が発生して所有関係が段々と所有者の方にも分からなくなってきている問題が生じておりまして、施業集約化に向け実際に森林に手を入れる森林組合や事業体が施業を行おうとするときに大きな問題となっております。

これに対応するために、右下でございますが、この4月に施行される森林法等の一部改正法が昨年成立いたしました、その中で、各市町村に林地に関する情報を集約して台帳にする林地台帳の仕組み、それから、その下でございますが、森林組合が自ら森林を保有・経営する事業についての要件の緩和などの措置が講じられておりまして、施業の集約化などを一層推進して

いくこととしております。

続きまして10ページでございます。

生産性を上げる上で、さらにハード面で重要なのが、道がないと伐った木を伐り出せませんので、道のネットワーク、路網と呼んでおりますけれども、路網を整備することが非常に重要な要素となっております。その整備した路網の中に林業機械を入れて効率的に生産するという事で、この組み合わせで生産性を上げようとしております。

路網には、左の図ですが、林道から専用道、機械がぎりぎり入るぐらいの作業道と3通りのものがございまして、これらを適切に組み合わせでネットワークを整備していくこととしております。

機械でございますが、右側に上の段と下の段、2つございまして、上の囲みでいきますと3つ目の丸でございますけれども、傾斜が緩やかなところは道をつけて、そこに直接機械を入れるという、上の段の車両系作業システムで色々な機械を組み合わせで効率の良い生産を行うこととしております。それから、急傾斜地につきましては、なかなか全部を車両系の機械で作業するのが難しいということもございまして、ケーブルを張って、それに沿わせて伐った木を運搬する架線系作業システムを導入して、傾斜地の中の自然条件に応じ、これらを組み合わせで効率の良い生産体系を確立しようと考えております。

続きまして、11ページは人材の育成・確保でございます。

左上に林業従事者の数と、その中での高齢者、若齢者の移り変わりを示しております。従事者数は長期的に減少しておりますが、近年下がるペースは非常に緩やかになっております。次に、赤の折線、高齢者の割合が、一時期と比べると減少しておりますが、一方で青の折れ線、若年者の割合が増加しております。これにつきましては、林野庁で若年労働者の就業について政策的支援を行う「緑の雇用」事業を平成15年度から実施しており、その成果によって若い層の新規就業者が非常に増えております。下の棒グラフの緑で色分けしている部分が「緑の雇用」による新規就業者でございます。このような就業者について、段階を追ってスキルを身につけられるように、右の欄でございますが、体系的な研修などのシステムについて支援しております。

続きまして13ページの木材産業についてでございます。

まずは木材需給の動向についてですが、かつて需要の部分は国内の木で賄っておりました。高度成長期の直前の頃、昭和39年から木材の輸入を完全に自由化いたしまして、そこから左縦棒グラフで緑色の輸入丸太を国内で加工して木材需要を賄うというのが当時の姿でありまし

た。その後、付加価値のついた製品での輸入が増えてきて、近年では輸入丸太の割合というのは非常に少なくなり、製品として入ってくる青色の割合が非常に増えております。

木材の自給率については、平成14年に最低になりましたが、その後増加傾向で推移しており、現在は約3分の1、33.2%まで回復しております。その中でも木材の需要、右側の黄色の帯ですが、7,530万立方メートルのうち約半分を木材の建築用の部材として、製材、合板としての用途が占めております。また、約4割をパルプ、チップとしての用途が占めている状況でございます。

続きまして14ページですが、左側の地図にございますように、大型の製材工場、集成材工場、合板工場といった木材加工施設の整備について林野庁としてもこれまで支援をしており、その結果、広域にわたっての木材の需給構造が、大きく従来と変わった形で発展しております。今後は、広域的な木材のニーズに対応できるような供給体制をいかに整備するかが大きな課題となっております。

他方で、製品そのものの競争力が15ページでございますが、プレカットなどの形態での木材利用が大きくなる中で、狂いのない、性能の高い木材を着実に供給するという意味で、乾燥材などの性能の高い木材に対する需要が増えており、それらにいかに着実に対応していくかが課題となっております。

一方で、日本の木材については、非常に柔らかいといった特徴がございまして、右上のオレンジと緑で色分けした図がございまして、柱、合板といったような部材につきましては緑色の国産材の利用が進んでおりますが、横に渡す梁、桁などの横架材については国産材の利用が進んでいない状況がございまして、輸入された製材または集成材などで賄われている状況でございます。こうした状況にいかに対応する商品を開発していくかが大きな課題となっております。

続きまして、17ページですが、これまで耐火性能との関係もございまして、左側の図をご覧くださいますと、中高層建築については木造の割合が非常に少ない状況でございました。また、住宅以外の分野は、コスト面もあって低層のものでも鉄骨造りが圧倒的な多数を占めております。そのような中で、公共の建築物に木材の利用を進める法律も平成22年に成立しております。そのような中で、各地で木造の公共施設ができております。

続きまして18ページでございますが、そのような新たな課題に対応する製品の開発状況でございます。

左上にありますのがCLT、直交集成板と呼ばれるもので、ひき板を互い違いに繊維方向が直交するように接着したパネルですが、これはコンクリートの替わりにも使えるということで、

特に欧州が中心ですが、高層の建築物にも使われております。

また、左下の木質系の耐火部材についてですが、日本では中高層の建築物を建てようとする
と、この2時間耐火部材ができないとなかなか使えないということですが、このような耐火部
材が開発されたということで、これらを組み合わせて、今まで弱かった中高層のところにも木
材が建築材料として使われる道が開かれつつあるという状況でございます。

19ページは木質バイオマスのエネルギー利用についてでございます。平成24年のFIT、
再生可能エネルギーの固定価格買取制度の運用開始から、木質バイオマスの発電施設の建設が
進んでおります。これにより、今まで廃棄されていた未利用の木材についても活用されること
で、大きな木材の流通の変革が起きておりまして、さらに木材利用が活発化している状況で
ございます。

続きまして20ページですが、木材の輸出でございます。

近年、木材の輸出につきましては、左側の棒グラフで赤のところは中国向けでございます。
その用途は、横のピンクのところですが丸太が多く、特に中国向けの丸太の需要拡大に支えら
れまして、過去5年程度で倍以上に木材輸出額が増大している状況でございます。

一方で、違法伐採された木をなるべく使わないようにするため、昨年5月に合法伐採木材利
用促進法、クリーンウッド法成立いたしまして、本年5月に施行される予定でございます。

以上をまとめましたのが21ページの図でございます。これは昨年の森林・林業基本計画の
コンセプトでございますが、左側のところがございます様々な課題に対応しながら、右側のと
ころでございますが、新しい国産材の需要を創出し、それに応じた国産材が安定的に供給され
る体制を確立することで林業全体を成長産業にしていくことが現在の林野庁の大きな政策目標
となっております。

続きまして22ページの国有林についてでございます。

先ほど最初にご覧いただきました国有林は、我が国の森林の3割、国土の2割に相当いたし
まして、その中で約9割が保安林に指定されております。例えば右側の世界自然遺産は、その
大半が国有林で占められております。

それから、23ページでございますように、生物の多様性の保全や山地災害の防止など公益
的な機能を果たしております。

一方、24ページでございますが、林業の成長産業化への貢献として、林産物の安定供給は
勿論ですが、民有林と連携しての施業の推進や、左下の林業の低コスト化に向けた技術開発や
実証、また、右上の人材の育成ですが、林業者の研修のフィールドとして国有林を活用するな

ど、多様な機能を果たしております。

以上が森林・林業・木材産業の現状と課題でございます。

○鮫島会長 続けて御説明いただきたいと思うんですが、草野委員が途中で退席されるということですが、ほかの委員の方は御質疑を後でいただくとして、何か一言御意見がもしございましたら、退出される前で結構ですけれども、次の予算概要の説明を水野林政課長からしていただきますので、その間に考えておいてください。

では、よろしく申し上げます。

○水野林政課長 続きまして、林政課長の水野から、平成29年度林野庁関係予算について御説明させていただきます。

資料ナンバー2とつけております縦長の紙でございます。

ページをめくっていただきまして2ページ、全体像が表で整理されております。公共、非公共、合わせまして29年度概算決定2,956億円ということで、昨年12月22日に閣議決定されて、現在衆議院予算委員会で審議されているという状況でございます。ここにございますとおり、100.8%対前年増となっておりますけれども、予算事情、大変厳しい中、農林水産予算全体も99.9%と対前年減額になっている中で、林野庁関係につきましてはわずかですけれども増額が確保されているという状況でございます。

中の内訳について御説明しますと、公共事業について治山、森林整備事業、それぞれ597億円、1,203億円ということで、これを億円単位で見ますと対前年と同額となっておりますけれども、億円未満の単位で治山事業については1,300万円、森林整備事業については2,700万円、それぞれ増額になっておりまして、数字でいいますと100.02%、数字に出てこないところで増額が確保できているという状況でございます。

そのほか、右側の欄に28年度2次補正ということで記載しておりますけれども、治山事業について100億円、森林整備事業について310億円、それぞれ確保しております。27年度の補正額が治山事業で49億円、森林整備事業で171億円ですので、それぞれ大幅な額を補正予算で確保しております。その結果として治山、森林整備とも29年度当初と28年度補正と合わせれば大幅な額が確保できているという状況でございます。非公共事業につきましても、29年度概算決定1,055億円に加えまして、補正予算で360億円確保できておりますので、全体で非公共としては1,415億円ということでございます。この最後の合計のところにありますけれども、29年度概算決定額2,956億円、補正で1,022億円、トータルで3,978億円ということで、大体当初3,000億円、補正1,000億円、合計で4,000億円と、切りのいい数字がほぼ確保できて

いるという状況になっております。

次のページをめくっていただきまして、その中身について御説明させていただきたいと思っております。

この29年度というのは、昨年度この場でも御審議いただきました森林・林業基本計画に定められた方向に即して施策を進めていくという重要な年でございます。特に林業の成長産業化、森林資源の持続的利用、循環利用という方向が示されておりますので、そのために必要な施策をしっかりと予算上の位置づけをさせていただいたということでございます。

1つ目の①次世代林業基盤づくり交付金ということで、昨年度の61億円から70億円に増額しております。

具体的な中身につきましては、できれば8ページのほうで御説明させていただければと存じます。

次世代林業基盤づくり交付金、この左上にありますけれども、木材生産供給システム構築事業、間伐や路網整備といった川上の段階での予算事業と、右側にありますけれども、この黄色でありますような木材製品の需要に関係する加工流通施設の整備ですとか、その下の紫にありますけれども、木材公共建築物の整備、あるいは木質バイオマスの供給・利用に関する施設の整備といった形で、川下、あるいは需要促進というところまで幅広く総合的に実施する事業ということでございます。各県からも非常に要望が強い事業でございますけれども、それぞれを川上、川下の下のところに予算を手当てしていくということでございます。特に29年度につきましては、左下でございますが、林業成長産業化地域創出モデル事業ということで、これは10億円の新規事業で新しく始めるということにしております。林業成長産業が実際に行われているモデル的な地域を選定しまして、それに対して集中的な支援を行っていくということにしております。これからさまざまな地域における提案を受け付けて、まさに林業成長産業化を目に見える形にして、それを全国的に展開していこうというものでございます。ここにあるような地域オーダーメイド型のソフト対策ということでありますけれども、これは2月末までを募集期間として、各地域から今募集をしているところでございますが、私ども、御説明していますのは、川下と川上が連携するというで、例えばICT技術を使って伐採情報などの木材の需給状況をリアルタイムで川下、川上で共有するとか、あるいは生産者、需要者が一体となって地域材のブランド化、商品化を手がけていくといったようなこと、それだけじゃなくて、各地域がそれぞれ創意工夫を凝らしていただいて新しい取組をしていただければということで考えているところが、これは新規事業でございます。

3 ページに戻っていただきまして、今御説明しました次世代林業基盤づくりとモデル事業がございませけれども、そのほか補正予算で③の合板・製材生産性強化対策、330億円ということで、昨年の290億円から40億円ほど増額して手当てしております。これは大規模・高効率の加工施設の整備などに充てるということでございますので、先ほど御説明しました①の次世代林業基盤づくりでも同様の加工・流通施設の整備を行いますので、これらと一体的に整備を行っていくということで考えております。

④の施業集約化の加速化ですけれども、昨年の森林法改正でも施業集約化に向けて対策、新しいものを講じることができましたけれども、それを後押しする予算となっております。一つは、ここにごございます森林整備地域活動支援交付金ということで、それぞれの地域において所有者境界の明確化ですとか関係者の合意形成といった施業の集約化に向けた取組を行っておりますけれども、これを支援していく。特に来年度につきましては、この境界の明確化のための測量についても新たに支援メニューに加えるということで拡充して実施していくこととしております。

後段にありますけれども、この林地台帳の整備にも資するというので、森林法改正の中で新しく各市町村に整備することになりました林地台帳、これを効果的に使うために森林GIS等のシステム整備でこれを支援していくということですか、あるいは、都道府県には森林簿というものがもう整備されておりますので、それとの共有管理システムをつくって効果的な連携を図るようにしていくという事業でございます。昨年度の6億円から9億円に増額して実施していきます。

⑤番の森林・林業人材育成対策でございますけれども、1つは就業前の成年に対する成年就業準備給付金の給付ということ、これは各地で林業大学の施設等が続いておりますけれども、それらにも対応してしっかりと就業前の準備に支援を行うということ。あと、2つ目が「緑の雇用」ということで、これについても大変要望が多くございますので、これらに対応できるように、一人でも多くの方が支援の対象になるようにということで増額をして実施していくことにしております。

その次の木材需要創出総合プロジェクトでございますけれども、従来から行っております需要拡大対策を引き続き行います。その中で特にCLTの利用促進ということで、⑦番、これは補正予算でございますけれども、CLTを活用した先駆的な建築物について、これを設計費、工事費などについて支援をしていくという事業、これは10億円で行っておりますので、そのような補正等もあわせて、このCLTの利用促進を中心に需要促進の対策を進めていくという

ことにしております。

ページをめくっていただきまして、⑧番に木質バイオマスの利用拡大ということでございます。木質バイオマスについても引き続き需要総合対策の中で行っていくということでございますし、その次の違法伐採対策の推進、これについては、先ほども御説明がありましたクリーンウッド法が5月に施行となります。その中で新しく合法木材の利用を行う機関の登録ということを行いますので、その登録を促していくための取組ですとか、あるいは合法木材の利用についての普及啓発等を行っていくということで、補正予算にも2億円計上しておりますけれども、これは法が5月からの施行になりますので、施行後についてもそういう対策を講ずる必要があるということで、当初予算も1億円ということで確保しております。

⑩番の花粉発生源対策につきまして、花粉の少ない品種、これについて既存のスギから植えかえていくという事業については、引き続き実施します。新しいところで、ここにありますが、花粉飛散防止剤の実証試験ということで、薬剤を散布することによりまして雄花を枯らすような形にして、その花からの花粉が飛び散らないというようなことができればということで、そのための実証試験も新しく29年度に実施するというようにしております。

⑪番、森林・山村の多面的機能の発揮対策でございますけれども、これについて昨年の6月に行政事業レビューということで大幅な改善をということで指摘を受けております。この予算につきましては、森林・山村の多面的機能発揮という観点から、主に里山林の整備、保全管理といったものを進めるということなんですけれども、特に指摘を受けましたのが、各地域で市町村が行っている森林整備とダブるんじゃないかというようなところもありましたので、それを今回明確化して、プロの行う事業体の森林整備というのとは分ける。里山林の保全管理ということで、特に地域住民が行っているものに特化した形でこれから事業を進めていくということにしまして、市町村も別途にプロの事業体の森林整備を行っておりますけれども、これとの区別を明確にした上で、市町村がどうするのか。市町村に一部、この事業の4分の1ですけれども持ってもらえるような形で、市町村として自己負担をしながら、この里山林の整備を行うのか、どうするのかということで、そのような市町村の追加負担が行われたものについて優先的に実施するというように見直しをしまして、新しい事業として実施していくということにしております。

⑫番、シカによる被害対策につきましても、広域かつ緊急的な捕獲、防除等を実施するというようにしております。

⑬番の農泊でございますけれども、これは農山漁村振興交付金ということで農水省全体の対

策が書かれておりまして、外国人の観光などでインバウンド需要の呼び込みのために農山漁村を活用する。特に農泊、農家民泊になるところで泊まってもらいと、そういったものをビジネスとしていくことによって農山漁村の活性化につなげるというようなことを狙いとしたものでございますけれども、林野に当てはめると、これはどうなるのかということで、この流れをうまく使いながら林野庁についても対策を講じていければということで、30ページのところに、林野庁においても森林の観光資源としての活用というのは従来から行っております。

この左側にありますけれども、国有林のレクリエーションの森という形で、現在全国で1,055カ所指定しております。これ、数があるんですけども、必ずしもここにありますような自然休養林ですとか自然観察林、風致探勝林とか、十分に機能を発揮できていないものもあるということでございますので、この際にしっかりと選別をして、本当にレクリエーションの森として活性化させていきたいというものを選びまして、それを集中的に支援していくということにしていきたい。今後整備しますけれども、100カ所ほど、このレクリエーションの森の中から重点箇所として選定しまして集中的な支援を行うということで、支援の内容につきましては、この真ん中の青で事業の実施と書いておりますけれども、このレクリエーションの森について多言語情報を発信して、多言語なので外国人も含めてですけれども、日本人も含めて、こういう情報発信が十分じゃなかったところがありますので、これで情報を発信した上で、このハード整備に木道の整備だとか修景伐採というような、整備が十分でなかったためになかなか活用できなかった森林というのを、こういった予算を活用して整備していくことを実施していきたいということで考えております。

国有林における実施で1億円ということをつけておりますけれども、これは国有林の中だけじゃなくて、地域の関係者、市町村とか町の観光協会とも連携をして、そういった新たな取組、観光客向けの取組ができれば、先ほど申し上げました農泊予算、農林水産省全体の取組がございましたので、次のページに農泊の推進ということでありますが、50億、新たに新規予算として手当てされておりますので、この50億を活用して、しっかりとレクリエーションの森を中心とした森林資源の観光目的での利用ということを進めていければということで考えております。

全体の4ページに戻っていただきまして、⑭番、森林整備事業につきましては、先ほども御説明しましたけれども、当初と補正を合わせて前年増額したところがございますので、こういったものを使いながら国産材の安定供給の確保、地球温暖化の防止を進めるということで、間伐や路網整備、主伐後の再生林を推進していくことということにしております。

その次の⑮番、治山事業でございますけれども、これにつきましても、地震・集中豪雨等、産地防災力の強化を図るという観点から、荒廃産地の普及予防対策、津波に強い海岸防災林の保全等を推進するという事で進めております。

以上が29年度の概算決定、あわせて補正予算についても御説明させていただきましたが、このほか予算の関係で、前回、昨年9月の林政審議会のおきまして鮫島会長のほうから、林野庁の予算は大体わかったけれども、他省庁でも関連する予算、他省庁の予算もうまく活用しながら進めていくところがあるだろうということで、その辺の他省庁の状況はどうなっていますかという質問がございました。概算決定が終わりましたので、大体情報が出そろいましたので、本日御説明させていただければと思ひまして、38ページ以降に各省庁の予算ということで整理しております。

39ページにエネルギー対策特別会計の予算を記しております。従来から温暖化対策税を財源にして経済産業省、環境省が所管して進めてきたところでございますけれども、林野庁としても木材、木質バイオマスの利用促進という形で、これを積極的に推進して利用していこうということでございますので、こういった形でリストの中に入れておりますけれども、特に1の④番のところでは新規事業で入っております。中身についてはCLT等を使った場合に、これは環境省が用意している事業ですので、省エネ性能とか省CO₂効果等を評価するという目的のためにCLTの建築物をつくった場合に、この設計費、工事費等を支援しますというものでございまして、20億円、新規事業ですけれども、これは補助率が85%ということで、1件当たり5億円までということで非常に有利な条件で用意されているものでございますので、こういったものの積極的な利用も推進していければと考えております。

次のページ、同じくエネルギー特会ですけれども、木質バイオマスのエネルギーの関係につきましても、従来から行っているものにつきまして増額した形で、より使い勝手のいいような形で、特に⑦の事業につきましては、従来のバイオマス熱供給設備だけでなく、面的な熱供給を行う際の導管等の設備導入に対しても支援といったような形で支援を拡充して行っているということでございます。

以上がエネルギー特別会計の関係でございますけれども、次、43ページを見ていただきますと、CLT関連予算ということで各省の関係をもとめてございます。この43ページは、林野庁、先ほど御説明しました補正予算と当初予算で行っているものでございますけれども、その次のページ、44ページ、国土交通省でも、このサステナブル建築物等先導事業ということで補正予算と当初予算、それぞれが計上しております、国交省ですので建築実証とか居住性

とか、住居の耐久性、遮音性等にすぐれたものを支援していくという観点から、やはりCLT建築に対して支援を行うという予算を組んでおります。

次の45ページに環境省がございますけれども、1つ目にありますのは、この20億円、先ほど御説明しました29年度概算決定ですが、エネルギー特会に計上されているCLT建築の省CO₂効果等の実証のための建築支援というものでございます。

次のページ、46ページ以降が、これは過疎対策の関係ということで、各省の予算を横断的にくくったものでございます。46ページは、これは総務省の関係の予算がついておりますけれども、例えを申し上げますと、3番のところに地域おこし協力隊というふうなことで、それぞれの地域においては、こういった形で地域支援に入る若者がございますので、その後の雇用ということで林業に入っていただく道もあるのかなということで、林業に関連するところもあるかと思っているところでございます。

そのほかでいいますと、49ページ以降、農林水産省の関係が記載されておまして、先ほど農泊でも御説明しました農山漁村振興交付金の関係も入っておりますし、51ページからは林野庁の関係、先ほど御説明したものが記載されております。

そのほか、例えば林業関係で申しますと、例えば56ページ、厚労省の予算で4番にありますけれども、農林漁業就職総合支援事業ということで、下の3行のところにありますけれども、林業事業体に対する雇用管理改善相談、就業希望者に対する講習の実施等ということで、林業従事者、従事予定者に対してのこういう講習会みたいなものも厚労省の予算も活用して実施できるということになっております。

そのほか、57ページには環境省の鳥獣保護管理強化総合対策事業ということで、環境行政の観点からもニホンジカ等の保護、管理、調査等を行っているということで、連携して実施することになると思いますし、次のページの58ページ、内閣府の3番目にありますけれども、地方創生推進交付金、これにつきましては大変大きな額ですけれども、林野庁においても林道整備などで活用させていただきながら林業行政にも役立てるといような状況でございます。

予算の関係の説明は以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、続けて税制改正の概要を坂企画課長から御説明いただけますか。

○坂企画課長 続いて、税制につきまして、最後の1枚、60ページ、61ページで御説明します。

29年度の林野庁に関係します税制改正事項、新規・拡充と延長の事項、それぞれ5点ずつ

認められております。新規・拡充からまいりますけれども、山林についての相続税につきましては、一定の要件を満たす場合について、その8割の納税を猶予するという納税猶予制度がございます。今般、発足から5年たったということもございまして、その制度の手直しをしたというものでございます。

①でございますけれども、その納税猶予の対象に加えることができる山林の範囲の拡大でございますとか、②の猶予期間中に相続が生じなくても、障害等のやむを得ない事情で経営の継続が困難になった場合も、推定相続人の方がいらっしゃる、その方に経営の全てを委託すると、それを条件にして猶予の継続を認めるなどの制度の手直しを行いました。

続きまして、2点目の丸でございますが、同じく相続税でございます。財産評価の適正化のために、その評価の水準について標準価額というものが定められてございますけれども、それを実態に応じて引き下げるという見直しを行いました。

3点目は、昨年の森林法の一部改正に伴いまして、既存の税制特例措置についての影響が生じる部分についての見直しを行ったものでございます。1点目は森林法に基づきます森林経営計画というものがございまして、この範囲・内容が変わったということがございましたが、森林経営計画の認定というのが様々な税制上の特例の発動要件になっております。法改正後の森林経営計画についても、従来どおり税制の特例が措置されることが確認されたというのが①でございます。

②でございますが、水源林等の整備を行うというような事業を独立行政法人であります森林総合研究所が実施しておりますけれども、その名称が変更されても、引き続き従来の非課税、もしくは税制の特例等の措置が継続することが確認されたというのが2点目でございます。

それから、4つ目の丸でございます。中小企業者が機械等を取得した場合に、特別償却、税額控除等の特例が受けられる投資促進税制というのがございまして、その適用範囲を若干変更した上で2年間延長されたということでございます。

最後に、森林組合の受け取る配当についての益金について算入しないでよい範囲を見直したというものでございまして、従来、その配当の半分について益金に算入しなくてよかったわけでございますけれども、一昨年、27年度の改正によって、その割合が100分の20、2割まで下げられたといったことがございました。協同組合の特殊性に鑑みまして、その割合を100分の50に戻したというのがこの措置の内容でございます。

それから、延長事項は5点ございまして、1点目が地球温暖化対策税、これについて、農林漁業用の軽油については、その課税分についての還付措置が設けられております。この期限が

3年延長されました。

また、小売業者等が経営の改善設備を取得した場合に特別償却、税額控除が受けられる商業・サービス業・農林水産業活性化税制、これについても適用期限が2年延長されました。

それから、協同組合の貸倒引当金、これについて特例的に12%増しで積むことができるというものがございましたけれども、今般、その割増率を10%に縮減した上で期限が2年間延長されました。

それから、法人税の軽減税率、所得800万以下の部分について法人税率19%を15%に軽減する特例措置についても2年間延長されました。

最後に、林業者等が農林漁業信用基金を通じて債務の保証を受ける場合、物的担保を差し出す場合に、その抵当権の設定登記についての登録免許税の税率の軽減措置、これについても2年間延長されております。

続きまして最後のページでございますが、検討事項とされました森林吸収源対策の財源確保、森林環境税（仮称）についてまとまっております。少し字が小さくて恐縮でございますけれども、（2）の①から⑤というのがある、その上の段落でございますけれども、市町村による森林整備等について、市町村の役割を明確にしながら必要な法令の見直しを行いつつ、①から⑤のような施策の具体化を進めるということが決められております。この中には、なかなか経済的にペイしなくて、公的主体によらないと整備が進まないような森林について、例えば②にあるように、所有者の権利行使を一定程度制限した上で市町村みずからが間伐等を実施するとか、それから、その次の③にありますように、所有者がわからない場合においても市町村が間伐を代行するとか、そういったような形で、地球温暖化対策としての間伐等を進めるというような施策の具体化を検討することとされておりました、その最後の3行ほどでございますけれども、このような市町村主体の森林整備等の財源に充てるために、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設に向けて検討する。最後の行でございますけれども、来年度、平成30年度税制改正において結論を得るということが明記されたところでございます。

以上が税制改正の概要でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま御説明いただきました資料の1と、それから資料の2につきまして、委員の皆様から御質問等をいただきたいと思います。どなたからでも結構です。

では、田中委員、お願いします。

○田中（信）委員 田中信行でございます。

2番の、先ほど説明がありました2のほうの最後の森林環境税についてちょっとお伺いしたいんですが、高知県であったり岡山県であったりというのは、県で県民税、岡山では森づくり県民税であったり、全国で30カ所ぐらいの県が、たしか各都道府県でこの森林税みたいなものを取っておるという中で、この森林環境税、今度は国として取っていただく。これは大変賛成なんですけれども、このすみ分けですよ。どちらかという、今ちょっとお話を聞いているのは、県の県税と国の税も何か同じような取り方で、要は重複するようなことになってしまえば、この森林環境税を取ることによって県民税のほうの各県税が二重になるから取れなくなるのではないかとちょっと不安を実は抱いておる部分がございますので、そこら辺のすみ分けの御説明があればありがたいんですが。

○鮫島会長 いかがでしょうか。

○小坂計画課長 計画課長の小坂でございます。

今、田中委員の御指摘のお話は、府県のほうからも、知事会のほうからも言われていまして、今、37の府県で約300億円、県が独自に税を取られています。我々は、例えばそれは県が主体となって、県の森林整備の課題のために森林整備もやるんですけれども、例えばボランティアとか里山とか木材利用とか、非常に幅広い使い方で活用されている。それに対して今回は、市町村主体で、特に所有者との関係という、そういう課題解決の森林整備ということで、例えば都道府県主体、市町村が主体という主体の違い、さらには使い道の違いというようなことをいろいろと整理させていただいて、我々とすれば、府県が取られている300億の税も、今度結論を得ることになっている国の税も、両者がやはり両立するような方向で整理していきましようということで、実は1月に入って各都道府県に説明会をやって、その後も、府県によってやっぱり使い方と取り方が違いますので、個々にいろいろ一緒にディスカッション、意見交換して整理しようということは今取り組んでいるところでございます。なかなか整理自体は難しい面はあるんですけれども、考え方としては整理をして、両制度が併存するようなことを目指して今進めているところでございます。

○田中（信）委員 よろしくお願ひします。

○鮫島会長 よろしいでしょうか。これ、今期の大変重要な課題ではないかなというふうに思っております。

ほかにいかがでしょうか。

古口委員、お願ひします。

○古口委員 リーマンショックの後、雇用状況が非常に悪いときには森林組合等への若い人の就職がありました。ここに来て雇用状況が好転するにしたがって、森林組合を辞めて新たな職に就く者が増えているという報告が先日全国町村会の中でありました。

全国町村会で、先日岐阜の林業大学校を視察させていただきましたが、栃木県などにはないので大変勉強になりました。やはりこういった林業大学校というのをもっと積極的に支援して、人材育成に努めるべきではないかというのが多数の意見でした。

そこで、お聞きしたいのですが、林業大学校が全国にどのくらいあって、その中でどのような人材が、どういった形で育っているのかというような資料がございましたら、後でお見せいただければありがたいと思います。これが1点です。

2点目ですが、CLTの利用について、先ほど環境省等との連携して促進するという説明がありましたが、85%の補助率ということで大変魅力的に見えますが、CLTは、もともと建築費が高いので、高率の補助でなくてはなかなか公的にも手が出せません。それから、よくあるパターンですが、一つの建物の中で、ここの分はいいけれどもこの分はだめですよとか、CLTを使っている部分はいいですけれども土台はだめですよとか、そういう話になると、これは建物としての価値をなしませんので、このあたりは全体的な建物の中での補助率ということをよくお考えいただきたいと思います。

もう一つ、このCLTは、我々も今注目していますが、関東・中部圏域にCLTをつくる工場がありません。こういう状況ですと運搬費等もかかるということになってきますので、そのあたりも総合して考えていただければと思います。

最後にもう一点、森林・林業・木材産業の現状と課題にういてですが、去年も発言しましたけれども、今、地方によっては、竹林が非常に荒れて大変なことになっています。このあたりもどこかに入れていただいて、今後の対策として考えていただければと思います。

以上です。

○鮫島会長 3点について御意見いただいたと思いますが、それぞれにお答えいただきたいと思います。

まず人材育成。

○上研究指導課長 研究指導課の上でございます。

林業大学校の関係、平成23年以前につきましては、委員が見に行かれました岐阜ですとか群馬とかに六、七校ぐらい全国でありましたけれども、23年に京都ができてから、その後、秋田ですとか高知ですとか、年ごとに設立をされております。この春に兵庫を初め3校ほ

ど、また開校することになっておりまして、都合、たしか17だったと思うんですけども、それにつきましては、また資料を後ほどお知らせをさせていただきたいと思っております。これにつきましては、林野庁のほうでも研修生の方々への給付金ですとか、あるいは林業大学校の方々の講師の派遣等を支援させていただいておりますので、また資料のほうを後ほどお知らせをさせていただきたいと思います。

○鮫島会長 では、CLTの補助のあり方について。

○宮澤木材産業課長 木材産業課長の宮澤でございます。

CLTについて2点御質問いただいたと思っておりますが、まず1つ、補助の関係でございます。一応現在、林野庁の補助金、国土交通省の補助金、それから環境省の補助金、3省でそれぞれデマケも整理した上で支援措置を設けておりますけれども、ざっくり申し上げて、林野庁の補助金ですと、例えば建物全体の経費に対して大体2分の1の補助という形になっております。また、環境省さんは85%となっておりますけれども、環境省さんは省エネを目的としたCLTを活用した工事部分に対して85ということになりますので、今、いろいろ試算をしているところですが、多分工事費全体に占める割合でいくと、林野庁、または国交省のものと、支援対象となる部分は変わらないのではないかと思っております。恐らく何階建てにするかとか、CLTをどの程度使うかというので、その分母分子は変わってまいりますけれども、そんなに大きな違いはないかと思っております。

一方で、CLTの材料そのものは高いわけですが、CLTを使うことによって工期が短くなって、材料費は高いけれども工賃が安くなるといったことで、建物全体としては差額は大体1割程度から2割程度ぐらいというような分析もございまして、補助金を活用していただければ、補助金を使わずにCLTで建てるよりも十分有利に建てられるのではないかと思っております。

いずれにいたしましても、この補助金を使ってどう有利になるかというのは個別の建物の構成とかによりますので、何かあれば個別に御相談に乗りながら、こちらの補助金のほうが有利かもしれないとか、あるいは、こちらのほうが何か工夫ができるかもしれないというようなアドバイスはしていきたいと思っております。

それから、もう一点御質問をいただいた、関東・中部にCLT工場がないということでございまして、一応現在ロードマップでは、平成36年度までに50万立方の供給ができるよというところで向かっておりまして、現在、委員御指摘のとおり、現在では全国6カ所で5万立方程度の供給にとどまっておりますけれども、CLTの需要全体ですとか地域バランス

を見ながら、全国各地で低コストで供給ができるように努めてまいりたいと思っておりますが、当面の間は、まだちょっと関東・中部で整備をするというような感じではないのかなというふうに思っているところでございます。

○鮫島会長 それではもう一点、竹林に関して。

○坂企画課長 めぐる情勢といいますか、現状と課題の資料1、20枚程度で図表を多く使って簡単に御説明しているため、全ての課題を拾えているわけではないので、御指摘いただきました竹林の拡大対策は入っておりませんが、どこかで触れることはできないか、またスペースの関係もありますけれども検討してまいりたいと思います。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。いずれの質問も大変重要なところじゃないかなと思います。

特に人材育成のところでも一言言いたいんですが、大学側の改組で林学とか林産という言葉が表に余り出なくなって、実は本当の基盤のところ相当弱くなっているんで、全体、それからそれぞれの現場、それぞれやはり人材育成ということも、もう一回きちんと再構築してやっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っています。

ほかに何か御意見ございませんでしょうか。

横山委員、お願いします。

○横山委員 横山です。

2つあるんですけども、資料の1のほうについて、資料の1の1ページなんですけれども、いつも森林の現状と課題ということで、大変よくまとめられた資料になっているとは思っているんですけども、森林に対する指標というのをもう少し工夫できないだろうかというふうに思うところがあって、今ずっと見ていくと、基本的には林野庁というのは、森というのは量で見ている、立方という単位で見っていくということが中心だろうと思うんです。林業的にはそういう情報は必要だと思うんですけども、それだけでなく、森林の質を表現するという新たな指標というのはつukれないものだろうか。

例えば人工林と天然林の区分みたいなものも、いわゆる森の質みたいなことを考えたときに、人天区分だけでは語れることが大変少ないんですね。というのは、先日、アメリカのジャーナリストから質問があったんですけども、「日本は天然林が1,000万ヘクタールもある。それだけあるのに、日本でどうして森林の野生動物が激増したり、ある種は絶滅危惧になったりするの。森があるんだからおかしいじゃないか」という、そういう質問を受けるんですね。答えようがないので——答えようがないというか、量的な資料では、それに答えるすべを持たな

い。そういうようなことに、量とともにどのような質を持つ森林、あるいはどのような日本人との関係を持つ森林の方向に向かわせるのかというようなことを、予算のとり方に質的な根拠を用意してほしいなと思うところが1つです。

それから2つ目は、これは資料2のほうなんですけれども、23ページに森林と山村の多面的機能発揮対策という、その仕事があって、これはずっと続いてきていろいろな改良がなされてはいると思いますが、1つ、活動組織というのが中心になろうと思うんですけれども、担い手を地域住民に限定しているように見えるんです。担い手が地域住民だということでは、こういういわゆる生物多様性を維持したり景観を維持したりするための管理というのは進まないのではないかと私は考えていて、地域の森林に、多様性だとか景観だとかということにどういう課題があるのかという課題の認識については、もしかしたら都市住民のほうのが的確にその課題を把握している可能性があるんですね。

何を言いたいかということ、活動組織づくりの際に、地域住民と都市住民との新しい関係づくりのようなことを仕事の中に組み込むという必要があるのではないかなと思うんですけれども、地域の森林は地域住民で、あるいは地域住民と市町村だけでやっていくという、そのことでは多分ないと思うので、何かそういう工夫を加えていく必要があるのではないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

以上です。

○鮫島会長 いずれも大変重要な御指摘だと思うんですが、まず森林の質の評価に関することで。

○小坂計画課長 計画課長の小坂でございます。

非常に本質的な御質問をいただいたと思います。確かに我々、森林を表現するには蓄積ということでボリュームであらわす。ボリューム自体は、その資源の量ということもあるんですけれども、一つはボリュームが山の姿を一定程度維持しているという物差しもあるんだとは思っています。でも、確かに生物の多様性とか、そういうものに対してどういう指標であらわすことができるかということ言えば、例えば蓄積だけだったら語れないところもあると思います。

一方で、データがなければなかなかそういうものを示せないというところで、一つ、今お話を聞いている中で、自分自身のまだ思いつきレベルなんですけれども、モニタリング調査というのをたしか平成11年ぐらいから、全国1万4,000点の定点で観測しています。その中には、例えば下層植生の数であるとか、例えばシカとか、そういう野生鳥獣の痕跡とか、そういうも

のを定点でとっているようなデータもございます。そういうものをうまく使って、ある意味今までの面積、蓄積以外のそういう日本の森林の機能のあらわし方みたいなものはやっぱり考えていく必要があるのかなというふうに思いました。でも、なかなかそうはいつでも、いきなり答えが出る話じゃないので、今日の委員のお話なんかも頭に入れながら、まずはそういうモニタリング調査のデータ整理みたいなものからやっていくのかなというふうに思った次第でございます。

○鮫島会長 それでは、よろしく申し上げます。今、世の中、量から質という方向に全体が何か動いているような気がするので、ぜひ取り上げていただければありがたいと思います。

それでは、もう一つは、森林・山村多面的機能発揮対策ということで、特に都市と地域の新しい関係ということで御質問いただきました。

○今泉森林利用課長 森林利用課長でございます。

今、横山委員からのお話のあった森林・山村多面的機能発揮対策ですけれども、地域住民という言葉は、ある意味活動組織のメンバーの代表選手というような形でよく言葉として挙げさせていただいているんですけれども、実際この対策を使って活動されている皆さん、実態上はまさにおっしゃるとおり、地域の住民の方と都会のほうから来られた、例えばNPOだとか、そういった方が連携して行われている取組というのも非常に多くございます。

資料の1の12ページ、先ほどの企画課長の説明では、ここはちょっとさらっと飛ばされたとは思いますが、例えば中段の赤い線で囲んであるところ、12ページで山村の振興というところに赤い先で囲ってあるところの地域資源の有効活用というところの1番目、富山県南砺市の例が出ています。これも森林・山村多面的機能発揮対策の例ですけれども、これはいわゆる都会のNPOという意味ではないんですけれども、都会からIターンしてきたような若者の人が、どちらかという都市部の企業とタイアップした活動をしているといったような例もありますし、ここには、そういった私が言ったようなNPOと連携というような形では例は載っていませんけれども、その右側の木の駅プロジェクトも多く多面的機能発揮対策を使っていると思いますが、こちらもNPOといったような形でやられているものもございます。

そういったことなんですけれども、他方で、やはり多面的機能発揮対策を進めていく上で、やっぱり地域の課題をきちんと解決していくということも重要だと思っております。都会の人たちが地域のあずかり知らないところで勝手に押しつけてきて、勝手に活動して、また帰っていくという姿は、それはそれでよくないのではないかとということで、さらに見直していく方向なんですけれども、地元の市町村役場がきちんとそういったところの目を持って見ていた

だいて、支援するところは支援していただくという中で、地域住民の人たちも主体性を持っていただきながら、都会の力も入れていただくということで今後進めていきたいと思っております。

○鮫島会長 ぜひよろしく願いいたします。

このほかに何か質問があれば、よろしく願います。

○船曳委員 本日初めて参加させていただきましたのに発言はおこがましいのですが、私は建築とかデザインとかいう需要側のほうにおります。先ほど鮫島会長から、また複数の委員から人材育成というお言葉がありまして、私も大変関心を持っているのですが、御存じのように、例えば建築学会の中において木というものを取り上げる専門部会が非常に小さい。建築学会においては木構造の方々が中心になっていらっしゃるしまして、木の利用についてはほとんど取り上げられない。これは今までのいろいろな歴史があって、もうここにいらっしゃいます斯界の歴々の方々もよく御存じのことですが、現実を見ますと、ここに例えば資料2の2の他省庁関連予算の中に文科省が入っておりません。文科省が入っていないということは何かというと、各大学の工学部、例えば建築学科、もしくは製造関係の学科、これに木という要素がほとんど入ってきていないんですね。それでもう40年、50年来てしまったものですから、今、公共建築物、それからCLTの利用といっても、それができる建築家の数が非常に少ない。ここが需要を先細りさせている大きな理由ではないかと思えます。

したがいまして、木を使う。国産材だけではないかもしれませんが、まずは木を使うということを教育関係の中で、とりわけ高等教育においてもっと大きく拡大させるということも考えていただきたいと思えますので、お願いいたします。

○鮫島会長 大変重要な御指摘をいただきまして、どうもありがとうございます。

それでは宮澤課長、時間が大分押しているので短目をお願いします。

○宮澤木材産業課長 予算関係の資料、縦番がございますけれども、こちらの17ページをごらんいただきたいと思えます。17ページに小さな写真がいっぱいございますけれども、この一番左下から2番目になりますが、木材を利用した建築物に携わる設計者等を育成する取組の支援等々というのがございます。委員おっしゃるように、今、通常の教育の中でカリキュラムがないということもありますので、木造に関心があるけれどもよくわからんという設計者の方々とか、建築の方々を集めましてセミナー等をやっております。当面の間の対応としては、こういった場を使って、CLTなどの新しい素材はこういう設計法でいいですか、あるいは大型、中大規模の今までできなかった木造はこういうやり方ですといった教育活動を進めてお

ります。

一方で、大学の工学部のあり方とか、あるいは建築の試験等々につきましては、国土交通省さんと連携しながらいろいろ考えているところでございまして、重要な課題と思っておりますので、引き続きしっかり取り組んでまいりたいと思っております。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上で質疑をここまでとさせていただいて、どうもありがとうございました。

それでは、次に議題の（４）、その他として松くい虫被害対策について、上研究指導課長から御説明をいただきたいと思います。

○上研究指導課長 それでは、説明をさせていただきます。

お手元の資料の資料番号の３－１と３－２というのがございます。３－２の方は参考にしていただきまして、３－１の方で説明をさせていただきます。

この調査につきましては、３－１をめくっていただきまして、ちょうど表紙の裏に書いておりますけれども、以前、中央森林審議会という審議会がございまして、今は林政審議会一つになっておりますけれども、その当時の委員から、松くい虫の防除についての影響調査結果を調べて公表してもらいたいということがありまして、毎年度調査をさせて、その結果を審議会に報告をさせていただいているものでございます。

その結果の前にかいつまんで松くい虫被害の現状でございまして、１ページでございします。

松くい虫の被害につきましては、昭和54年にピークを迎えましてから減少傾向で推移しております。一番右の27年度につきましては前年度より減少しまして48万立方メートルの被害材積でございます。

その右側にございますのが、被害の推移を日本地図に落としたものでございます。発生は明治に九州・長崎ですけれども、ピークの頃には、ちょうど真ん中のものでございますけれども、西日本を中心に被害が増加をしていたということで、現在、27年度で申し上げますと、北海道を除く46都府県で被害が発生しているという状況でございます。

めくっていただきまして、次の２ページのところが被害の発生メカニズムでございまして、これはいわゆるマツノザイセンチュウがマツの樹体、木の中に入りまして水を遮断するという障害を起こして枯損してしまうということで、このマツノザイセンチュウをマツノマダラカミキリが媒介して発生が広がっていく、被害が広がっていくというものでございます。

３ページをご覧いただきたいと思います。

松くい虫の被害対策の概要でございますけれども、大きく4つございます。予防と駆除と、それから体制の整備と森林そのものを健全化していくということで、被害対策は都道府県の知事、あるいは市町村長が定めております、保安林とか公益性の高い保全すべき松林というものと、その周辺部にあります周辺松林を対象に予防、あるいは駆除をやっているという状況でございます。予防につきましては、媒介でありますカミキリを殺虫するために薬剤散布、あるいはセンチウの増殖を防止するというので樹幹注入を実施する。駆除につきましては、右の上ですけれども、被害木内の幼虫を駆除するために伐倒をして、その後、薬剤によってくん蒸したり、焼却するといったような処理を実施しております。

それから、体制整備については、被害をできるだけ早く発見するというようなこともございまして、航空機を利用して被害木の探査をやるといったようなことに取り組んでおります。さらに、健全化の推進ということで、右下ですけれども、保全すべき松林の周辺松林で樹種転換を、例えば広葉樹に転換をしていって保全すべき松林をしっかり守っていくというような取組も実施しているところでございます。

4ページにいていただきまして、毎年度報告をさせていただいております調査の結果でございます。薬剤の空中散布を実施した地域と無散布の地域に調査区を設定しまして、散布の前後で生物、あるいは土壌、河川、大気というようなところでどういう影響があるかということをお県に協力をさせていただいて調査をしているところでございます。

左側の調査結果のところでございますけれども、林木、あるいは下層にあります植生につきましては、薬剤の散布に伴う変色の異常等は見られませんでした。それから、②の野生鳥類、昆虫類、土壌動物というところについて、まず種類数ですけれども、全てにおいて減少は認められなかったという状況でございます。それから、個体数につきましては、散布の前後の比較でカミキリムシ、オサムシ、土壌動物、これはダニとかそういったものでございますけれども、減少をしている、それから、散布の有無による比較でも同様に減少しているという結果になりました。このほか、土壌につきましては時間の経過とともに薬剤濃度が減少しました。河川水については全ての調査箇所です飲料水の指針値以下となりました。大気につきましては、1カ所を除きまして、散布の直後に環境省等で目安としております気中濃度がございまして、その評価値以下になったということで、薬剤の空中散布による自然環境等への影響というものは軽微なもの、あるいは一時的なものにとどまっているというふう考えられます。

最後に、昨年度の審議会では横山委員から、過去10年間ぐらい続けられている箇所をピックアップして経年変化を分析できないかと、そういう検討ができないかという旨の御発言がござ

いまして、当方でも調べまして検討してまいりましたけれども、継続的に調査を実施している同一箇所というのが1カ所でもございました。また、その1カ所でもいろいろと傾向がバラついているということで、現時点でその分析結果をお示しするというところが難しい状況でございましたので、引き続きデータの収集をさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

ただいまの御説明がありました松くい虫被害対策について御質問等があればお受けいたしますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

松くい虫の対策というのは、出てから本当に長い間なんですけれども、私、実は長野県に住んでいるんですが、今本当にアカマツは、長野県も結構アカマツがあるんですけれども大変な状況ですね。非常に痛々しい状況であります。

何か御意見、御質問ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、どうもありがとうございました。

それでは、以上で本日予定されていた議事は全て終了いたしました。

それで、今日お配りいただきました資料、これは、これから考えていかなければならないこと、現状なんです、これからの課題も含めて大変重要なものですので、ぜひもう一度見ていただいて、次回以降の審議に役立てていただければありがたいかと思っております。

最後に事務局から、次回の林政審議会の日程等について御連絡がございます。それでは、林政課長さんのほうからお願いいたします。

○水野林政課長 次回の林政審議会ですけれども、29年度の森林・林業白書を議題に4月上旬の開催を予定しております。開催日時につきましては、後日事務局から委員の皆様方に御連絡をとらせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

また、先ほど施策部会所属委員として指名された皆様におかれましては、一旦休憩の後に、15時30分よりこの会場において施策部会を開催いたしますので、御多忙中のところ恐縮ですけれども、よろしくをお願いいたします。会場の設営の都合上、控室を用意しておりますので、案内に従い、そちらのほうに速やかに御移動いただければと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○鮫島会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の林政審議会を閉会とさせていただきます。

委員の皆様には、円滑な議事運営に御協力をいただきましたことをまことにありがたく存じ

ております。次回以降も何とぞよろしくお願ひいたします。

午後 2 時 5 8 分 閉会